

平成 20 年 7 月 8 日
住友生命保険相互会社

ユーロMTNプログラムの設定について

住友生命保険相互会社（社長 佐藤 義雄）は、2008年7月7日付で、発行限度額 20 億ユーロのユーロMTNプログラム（以下、本プログラム、注参照）を設定致しました。

当社はこれまで資本調達手段の多様化により、資本の質や財務の柔軟性の向上、財務基盤の安定化を図ってまいりましたが、本プログラムの設定により、より一層、資本調達手段の多様化が図れると共に、市場動向を勘案しながら機動的な債券発行による安定した資金の確保が可能となります。

本プログラムの概要は以下の通りです。

< 本プログラムの概要 >

発行会社	住友生命保険相互会社
発行限度額	20 億ユーロ、またはその相当額
証券種類	主として劣後債
発行通貨	マルチカレンシー
発行市場	ユーロ市場（但し、ルール 1 4 4 A 機関投資家向け起債も可能）
準拠法	英国法
登録取引所	シンガポール証券取引所
アレンジャー	Merrill Lynch International
ディーラー	Merrill Lynch International

【注】MTN（ミディアム・ターム・ノート）

社債発行により資金調達を予定している発行体が、予めディーラーと発行に関する基本契約をしておき、起債関係人との関係を包括的に定めておくことにより、発行限度額内で随時発行される債券のこと。

* 発行される債券の種類・利率・償還期限等は、個別の債券発行の際に決定します。

* 日本の生命保険会社においては初めての設定となります。

以上

【注意】本ニュースリリースは、当社のユーロMTNプログラムの設定に関して、一般的に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。なお、本プログラムに基づき発行される債券につき、日本国内における募集又は売出しは行われません。

また、本ニュースリリースは、本プログラムに基づき発行される債券の米国における募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本プログラムに基づき発行される債券の募集又は販売を行うことはできません。米国における、本プログラムに基づき発行される債券の募集が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における本プログラムに基づき発行される債券の募集は行われません。